

せいすい 生水だより

令和6年3月号
No.81

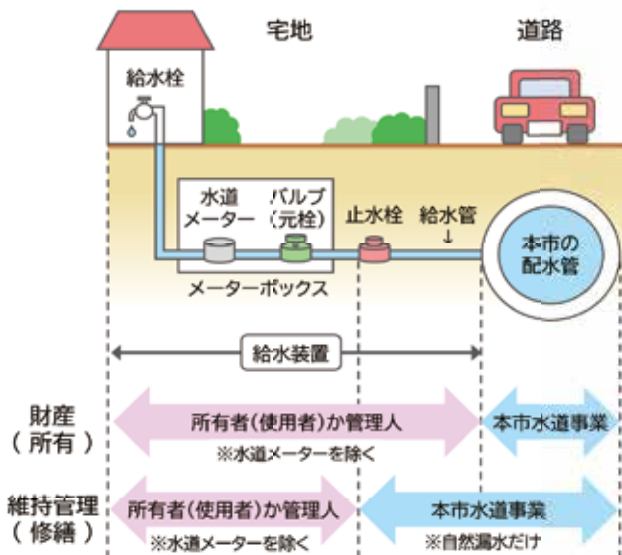
問上下水道部工務課・総務課 (☎79-2800)

宅地内の漏水にご注意！ 自分でできる給水装置の漏水チェック

■給水装置って何？

道路内の配水管から分かれて各家庭まで引き込まれた給水管や、これに直結する宅地内の給水用具（蛇口、便器、湯わかし器など）を給水装置といいます。ビルやマンションなどで受水槽を設置した場合は、受水槽の入口までが給水装置です。

水道メーターを除く給水装置は、個人の所有物（財産）ですので、各自で点検や修理を行い、適切な維持管理・更新をお願いします。



■水道メーターはどこにあるの？

◇一般家庭

庭や玄関口などにあるメーターボックスに収納されています。

◇集合住宅

玄関近くのメーターボックスなどにあります。

■漏水のチェック方法

漏水は、たいせつな水が無駄になるだけでなく、水道料金も高額になりますので、水の使用量（使用水量）が前回と比べて急に増えていないか確認するなど、漏水に注意しましょう。

宅地内の漏水は、次のような方法で調べることができます。

- ①宅地内にある蛇口を全て閉める（トイレも使用しない）
- ②メーターボックスを開けて、水道メーターのふたを開ける
- ③水道メーターの「パイロットマーク」を確認（パイロットマークは水を使用していると動くので、①の状況でマークが回転していると、漏水の可能性がります）



■漏水を発見したら

◇一般家庭

本市指定給水装置工事業者に点検・修理を依頼する。

◇集合住宅

管理会社に連絡する。

——点検・修理費用は各自の負担になります。



▲市指定業者の確認はこちら

水道NEWS

転居時などは水道の手続きをお早めに！

住所の変更などで水道の使用を開始または中止する場合は届出が必要です。使用中止の手続きを忘れた場合、水道を使っていなくても基本料金の支払いが必要になります。使用者が変わった場合は、必ず名義変更の届出をしてください。

▷問合せ 水道事業お客様センター(☎79-2800)

4月から、みずほ銀行での水道料金・下水道使用料の窓口納付ができなくなります

みずほ銀行での公金の取り扱いは、3月31日(日)で終了します。手持ちの納入通知書の裏面などに指定の納付場所と記載されている場合でも、4月1日(月)以降は窓口での納付はできませんので、注意してください。他の取扱金融機関かコンビニなどで支払ってください。

——口座振替は引き続き利用できます。